

第3章 保存管理計画

3-1 岡崎城跡（史跡指定域）の現況

岡崎城跡の保存管理の方法とそれに基づく現状変更の取扱い基準を定めるために、史跡指定地の現状を曲輪毎にまとめる。

(1) 内郭

①本丸（八幡曲輪）

現在の本丸には、城郭遺構として野面積みの天守台石垣を始め、曲輪周囲に辰巳櫓台石垣、切込接ぎの本丸御門石垣等の石垣遺構が巡っている。本丸北西には、明治時代の写真を基に昭和34年に復興された鉄筋コンクリート造りの「岡崎城天守閣」が展示施設となっている。他に、曲輪中央に東照宮と本多忠勝を祀る映世神社が明治9年(1876)に合祀された龍城神社の社殿等の施設、西側には明治31年に建てられた戦没者慰霊碑、東側には辰巳櫓跡に建てられた異閣、昭和8年に置かれた売店、便所などがある。

発掘調査で確認された地下遺構として、平成12年度の異閣建て替えに先立つ調査で石組み井戸や辰巳櫓関連の遺構が確認され、平成25・26年度の龍城神社境内の建物建て替えの事前調査でも瓦製の四半敷遺構等が確認されており、他の本丸内建物の遺構も遺存していると推定される。



写真 3-1 本丸の復興天守

②持仏堂曲輪

持仏堂曲輪の周囲には、二重の空堀である清海堀が良好な状態で見ることができる。絵図に描かれている持仏堂曲輪から二の丸に通じる門から提灯櫓にかけての石垣及び築地堀の基礎石がそのまま残されている。

持仏堂の建物跡には昭和9年より飲食店が建っている。曲輪の石垣天端には、銃眼となる石穴が残されている。本丸天守からの廊下橋は、明治44年に土橋ができ、大正9年にアーチのある石橋に改修されている。曲輪内については、近代以降の建物は木造平屋建ての飲食店のみであり、近世の建物跡の遺構が残されていると考えられる。



写真 3-2 持仏堂曲輪の帯曲輪と清海堀

③風呂谷曲輪

曲輪の周囲は、上段の本丸石垣と龍城堀の石垣に囲まれている。現在、水堀の龍城堀上に本丸風呂谷門の石段下付近から菅生川端へ渡る「神橋」が架けられている。また、水堀際に転落防止用の柵が設けられている。



写真 3-3 風呂谷曲輪と龍城堀

④坂谷曲輪

城郭遺構として、坂谷門の枡形の基礎石垣とそれに連なる土塁が現在の伊賀川河川敷に残され、龍城堀の西側へ回り込む部分が河川流路の一部となっている。近世文書に家康産湯の井戸と伝わる石組み井戸、昭和 11 年に石塔が建立されたえな塚が残されている。曲輪の北部は水堀が埋め立てられ、児童遊園などの広場となっている。二の丸下には公園の管理事務所、杉浦銀蔵碑等が設置されている。えな塚周辺には、ふるさとの名木に指定された「岡崎公園の大くろまつ」を始め、クロマツの大木の林が古城の雰囲気醸し出している。



写真 3-4 坂谷曲輪と産湯の井戸

⑤二の丸

城郭遺構は地下に埋蔵されているが、西側の坂谷曲輪の間には段丘縁辺の法面と部分的に腰巻石垣が見られる。

二の丸西側には昭和 57 年に「三河武士のやかた家康館」が展示施設として開館した。家康館の南には、平成元年に二の丸能楽堂が建っている。曲輪の北東には国道 1 号に面し平成 5 年に「大手門」と称して建設された公園の門がある。南側には昭和 35 年に洋風庭園と共に花時計が設置され、平成 6 年には家康公生誕 450 年を記念した元康騎馬像モニュメントが建てられている。平成 21 年には観光案内所と売店が集約して設置され、事前の発掘調査で確認された井戸が露出展示されている。発掘調査で確認された地下遺構として、二の丸御殿の石組み井戸、石組み溝等が確認されている。



写真 3-5 二の丸の三河武士のやかた家康館

⑥隠居曲輪

龍城堀に面し曲輪の外周に曲線を描く石垣が積まれている。清海堀との境の土塁と腰巻石垣、二の丸及び菅生曲輪の間の一部の石垣が見られる。曲輪中央に大正7年と昭和2年に飲食店が2軒建てられている。平成21年には隠居曲輪と二の丸の比高差を解消するスロープが作られ、梅等が植栽されている。



写真 3-6 隠居曲輪

⑦東曲輪

昭和45年に鉄骨3階建ての地下を伴う駐車場が建てられ、曲輪の中央部の遺構は滅失している。平成18年度以降は平面の岡崎公園バス駐車場となっている。曲輪周辺部の城郭遺構は、三の丸との間の切通しが近世の景観をよく伝えている。発掘調査による遺構として、平成26年度には切通しから東曲輪へ直接至る通路や盛土等が確認され、また、平成18・19年度の調査で中世遺構や土堀の礎石が確認されている。平成22年には発掘調査や絵図を基に、切通しを臨む南東角の東隅櫓が木造で復興された。



写真 3-7 東曲輪

⑧菅生曲輪（部分）

現在は、曲輪の北側が公園に、南側がホテルや住宅などが建ち並ぶ市街地になっている。城郭遺構として龍城堀南に石垣が巡り、二の丸及び東曲輪との間に石垣の一部が見られる。大正13年に運動場として整備された以降、多目的広場として、その東は乗用車駐車場として利用されている。発掘調査による遺構として、広場では平成12年に発掘調査が全面的に行われ、堀や土橋などの縄張り遺構、胞衣皿埋納遺構えいざらなど、近世武士の生活がうかがわれる遺構が多数確認され、切通し下の枡形門の礎石なども確認されている。



写真 3-8 菅生曲輪の広場

龍城堀の南には、平成元年に日本庭園と茶室2軒が整備された。曲輪西側の菅生川沿いには、明治44年に藤棚が設けられ、昭和38年に「五万石ふじ」として市指定天然記念物に指

定されている。藤棚に隣接し木造2階建の飲食店が建てられている。平成27年度には乙川リバーフロント地区整備計画事業により、菅生川（乙川）沿いの堤防道路が整備拡幅された。

⑨白山曲輪（部分）

大正4年に開削された伊賀川の西側は高く盛土され、河川流路及び河川堤防となっている。坂谷門先の丸馬出しの遺構等は埋没していると考えられる。



写真 3-9 白山曲輪

⑩三の丸

現在、三の丸は国道1号により分断されており、南側の一部が岡崎公園内に含まれるのみである。城郭遺構として武家屋敷を区分する石垣が一部露出している。南側低地の菅生曲輪に下る切通し脇には、国道1号の拡幅時に付近の塚から出土した浄瑠璃姫の墓とされる宝篋印塔ほうきょういんとうが建てられ、昭和12年に周辺と共に整備された。

平成23年度の発掘調査で近世絵図にはない三日月形の空堀が確認され、中世にさかのぼる城郭遺構が残されていると推定される。



写真 3-10 三の丸

(2) 総構え（部分）

菅生川沿いに、土塁の高まりが残されている。この藤棚から南西は、菅生川と伊賀川の合流点となり、河川敷及び河川流路となっている。土塁上を中心にクロマツ、サクラが植えられている。

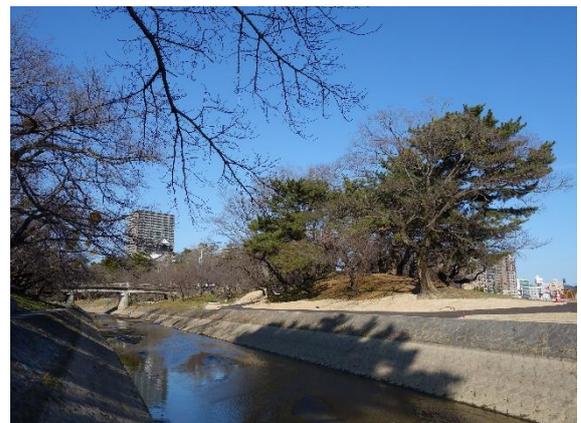


写真 3-11 菅生川と伊賀川の合流点と土塁

3-2 岡崎城跡を構成する諸要素

岡崎城跡を構成する諸要素は市史跡指定地内の「史跡の構成要素」、並びに「史跡の周辺地における諸要素」に大別される。その内容は表 3-1 のようになる。

また、市史跡指定地を含む岡崎公園の園路や駐車場等の公園施設も構成要素に含まれるが、特に記念碑や寄贈品等はこれまでに数多く設置され、その大部分は本丸並びに二の丸に集中している。これら主な記念碑等の設置由来を表 3-2 にまとめ、またその位置を図 3-1 に表した。

表 3-1 岡崎城跡を構成する諸要素

分類	場所	本質的価値を構成する諸要素	指定地において史跡以外の諸要素(岡崎公園)				
			教養施設	便益施設 休養施設	管理施設	運動施設・修景施設 その他施設	
史跡の構成要素(市史跡指定地)	表出している城郭遺構 縄張り 石垣 堀 土塁 井戸 地下遺構 建造物礎石 石垣 (発掘調査歴参照) 地形 景観	本丸	・多角形・丘陵の先端 ・城郭の中核・井戸 ・本丸御門礎石 [石垣] ・天守台(野面積) ・辰巳櫓台 ・本丸御門(切込接) ・埋門等 [土塁] ・清海堀(二重の空堀)	[展示施設] ・岡崎城天守閣	・トイレ・案内板等 ・ベンチ [占用施設] ・巽閣売店	・石敷園路・砂利敷・柵 ・アスファルト・石階段 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等	・藤棚 <記念碑等> ・芭蕉句碑・戦没者慰霊碑 ・アヲモの碑・家康公遺言碑 ・東照公遺訓碑 ・山岡荘八文学碑 <巽閣> <龍城神社> (・鳥居・石碑)
		持仏堂曲輪	・太鼓門礎石 ・土塀基礎石 [石垣] ・帯曲輪・太鼓門		・案内板 ・四阿 [占用施設] ・食堂八千代	・砂利敷き園路・石階段・柵 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等	<記念碑等> ・出世ベンチ
		風呂谷曲輪	[石垣] ・龍城堀		・案内板 ・ベンチ	・砂利敷き園路・柵 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等	
		坂谷曲輪	・土塀基礎石 [石垣] ・坂谷門・枳形等 [土塁]		・トイレ・案内板等 ・パーゴラ ・ベンチ等	・高水敷園路・園路・柵等 ・倉庫・管理事務所 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等 [都市下水(暗渠)]	・産湯の井戸(手水) ・ゲートボール場 ・遊具・石灯籠・石碑 <記念碑等> ・杉浦銀蔵碑 ・「純情きらり」手形
		二の丸	・四角形 ・広い平坦面 ・井戸 ・二の丸御殿 [石垣] ・挙母櫓多門の一部	[展示施設] ・三河武士の やかた家康館 ・能楽堂 [野外劇場]	・観光案内所 ・トイレ ・案内板等 ・休憩所 ・パーゴラ ・ベンチ等 [占用施設] ・観光みやげ店 ・ひょうたんや売店	・園路・駐車場 ・門[大手門] ・築地塀・柵等 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等	・藤棚・流れ(せせらぎ) ・花時計・花壇 ・からくり時計塔・電話ボックス ・十三重塔 <記念碑等> ・小瀧喜七郎銅像・「公園」碑 ・本多忠勝公銅像 ・徳川家康公銅像 ・松平元康銅像 ・岡崎市民憲章碑・しかみ像
		隠居曲輪	・曲線的な平面形状 [石垣] ・龍城堀 ・多門の一部		・トイレ・案内板等 ・ベンチ [占用施設] ・御食事処桜茶屋 ・お休み処いちかわ	・スロープ園路・柵等 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等	
		東曲輪	[石垣] ・南切通し(東切通し) ・東隅櫓の一部 ・菅生曲輪空堀肩 [土塁] ・南(東)切通し	・東隅櫓 (付帯スロープ)	・案内板 ・ベンチ	・園路・斜路(切通し) ・駐車場・柵・築地塀 [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等 [都市下水(暗渠)]	<記念碑等> ・「純情きらり」手形 ・東海道二十七曲りの碑
		菅生曲輪(部分)	・広い平坦面 ・低地の造成 [石垣] ・枳形門 ・菅生曲輪空堀等 [土塁] ・東曲輪・三の丸の境界		・トイレ2・案内板 ・道標 ・ベンチ [占用施設] ・御食事処藤棚	・コンクリート・アスファルト園路 ・駐車場・柵・橋梁(神橋) [電気設備] ・電気室・照明灯他 [給排水設備] ・水呑み・埋設管等 [都市下水(暗渠)]	・藤棚・石灯籠 [茶室] ・お茶処城南亭・葵松庵 <記念碑等> ・竹千代像・「純情きらり」手形 ・「三河花火発祥の地」碑 ・石造アーチモニュメント
		白山曲輪(部分)				・高水敷園路 ・スロープ・階段園路 ・橋梁(坂谷橋、竹千代橋)	
		総構え(部分)	[土塁]		・ベンチ	・高水敷園路・階段園路	・藤棚
周辺史跡指定地外諸要素	周辺地域の景観を構成する諸要素	三の丸 備前曲輪 浄瑠璃曲輪 菅生曲輪(部分) 北曲輪 稗田曲輪 白山曲輪(部分)	城郭(内郭)遺構:地割・地形・地下遺構:門・櫓・堀・石垣・土塁等				
		総構え	総構え遺構:石垣・土塁・地割・地形 地下遺構:総門・堀・石垣・土塁等 城郭付属施設:地下遺構 [御馳走屋敷・対面所・馬場等] 坂下町・宿場町:地下遺構 [本陣跡・脇本陣跡・土塀等]		道路:二十七曲り・小路 建造物:社寺・町屋・常夜燈		
		城郭全体及び周辺地域	自然:河川・地形・河岸段丘 景観:ピスタライン・周辺から眺める天守の景観 遺跡:平岩城跡・甲山第1号墳等		歴史文化遺産:祭礼行事・伝統産業地名		

表 3-2 岡崎公園記念碑等一覧

No.	建立年月	名 称	内 容
1	M13(1880).3	芭蕉句碑	「木のもとに汁も膾も左久良哉」 元禄3年(1690)芭蕉が伊賀の風麦亭において、土芳、風麦たちと興行した八吟四十句の発句。内田不賢(岡崎の書家)書
2	M13(1880).10	公園碑(園名碑)	裏町(現在の花崗町で近世からの石屋町)中が建立 明治10年、公園名を「岡崎公園」と決定したことを記念し建立
3	M18(1885)	天寧竹本君碑 (典利除外の碑)	明治18年に建立
4	M31(1898)	戦没者慰霊碑 (忠魂碑)	西南戦争、日清戦争の戦没者慰霊のため建立。山縣有朋書 西南、日清、日露、太平洋戦争の戦没者名が刻まれている。 昭和37年副碑を建立。市内各町から石を持ち寄り築山とする。
5	T3(1914)	アラモの碑	志賀重昂氏(岡崎藩士子息で地理学者)が建立 テキサス独立戦争アラモの戦いと日本の長篠の戦いがよく似ていることに深い関心を寄せ、アラモの砦から援兵を求め友軍の下に走った青年ボナムと、長篠城を脱出し岡崎城の家康公に危急を知らせた鳥居強右衛門の両者の「強い使命感に東西の別はない」と感動し、サンアントニオ市アラモ砦史跡と岡崎公園の両地にアラモの碑を建立
6	T11(1922)	杉浦銀造の碑	岡崎電燈社長、中部地方の電力開発に貢献。名誉市民
7	S11(1936)	東照公遺訓の碑	加藤賢治郎氏(岡崎銀行頭取、商工会議所会頭)寄贈 設計施工:池上年氏(岡崎石造美術研究所所長)徳川達孝書 寄贈者名は本人の意思で刻まず。亀趺(きふ:亀形の台座)碑
8	S33(1958)	小滝喜七郎胸像	第4代岡崎市長(昭和8年~10年)。名誉市民 岡崎城跡を改造し現在の岡崎公園のもとを築く。 制作:高村泰正氏(彫塑家)
9	S39(1964).10	家康公遺言	岡崎南ライオンズ寄贈
10	S40(1965).4	徳川家康公銅像	岡崎ライオンズ寄贈。創立5周年記念 家康公没後350年祭記念。制作:高村泰正氏(彫塑家)
11	S51(1976).7	岡崎市民憲章	岡崎ロータリークラブ寄贈。25周年記念
12	S57(1982).11	本多忠勝公銅像	岡崎ライオンズ寄贈。創立20周年記念 「三河武士のやかた家康館」開館に併せ設置 制作:鈴木基弘氏(彫刻家)
13	S60(1985)	竹千代像	道路愛称石材標識(竹千代通り)
14	S51(1976).11	山岡荘八文学碑	市制60周年記念 設計:谷口吉郎氏(建築家、文化勲章受章者)
15	H6(1994).9	三河花火発祥の地 モニュメント	愛知県煙火組合寄贈 家康公生誕450周年記念。制作:鈴木基弘氏(彫刻家) 大正時代の花火師が活躍する場面を表現
16	H6(1994).12	元康騎馬像 モニュメント	家康公生誕450年祭実行委員会 岡崎南ライオンズ寄贈。原案:萩太郎(洋画家) 原形制作:橋本裕臣(彫刻家)、制作:牧野正次(石彫家)
17	H13(2001).8	モニュメント (石製品アーチ)	第33回全国友好葵ライオンズ寄贈(14葵ライオンズ)
18	H13(2001).11	東海道二十七曲りの碑	岡崎中央ライオンズ寄贈。25周年記念
19	H18(2006)	「純情さらり」手形	平成18年上半期NHK連続テレビ小説放映記念 出演者10人の手形モニュメント 岡崎公園内(4基)及び八丁味噌蔵周辺(6基)
20	H19(2007).11	しかみ像	徳川恒孝氏寄贈 「徳川家康三方ヶ原戦役画像」を基に制作
21	H23(2011)	天下人家康公 出世ベンチ	制作:岡崎石製品協同組合連合会。岡崎石工品振興

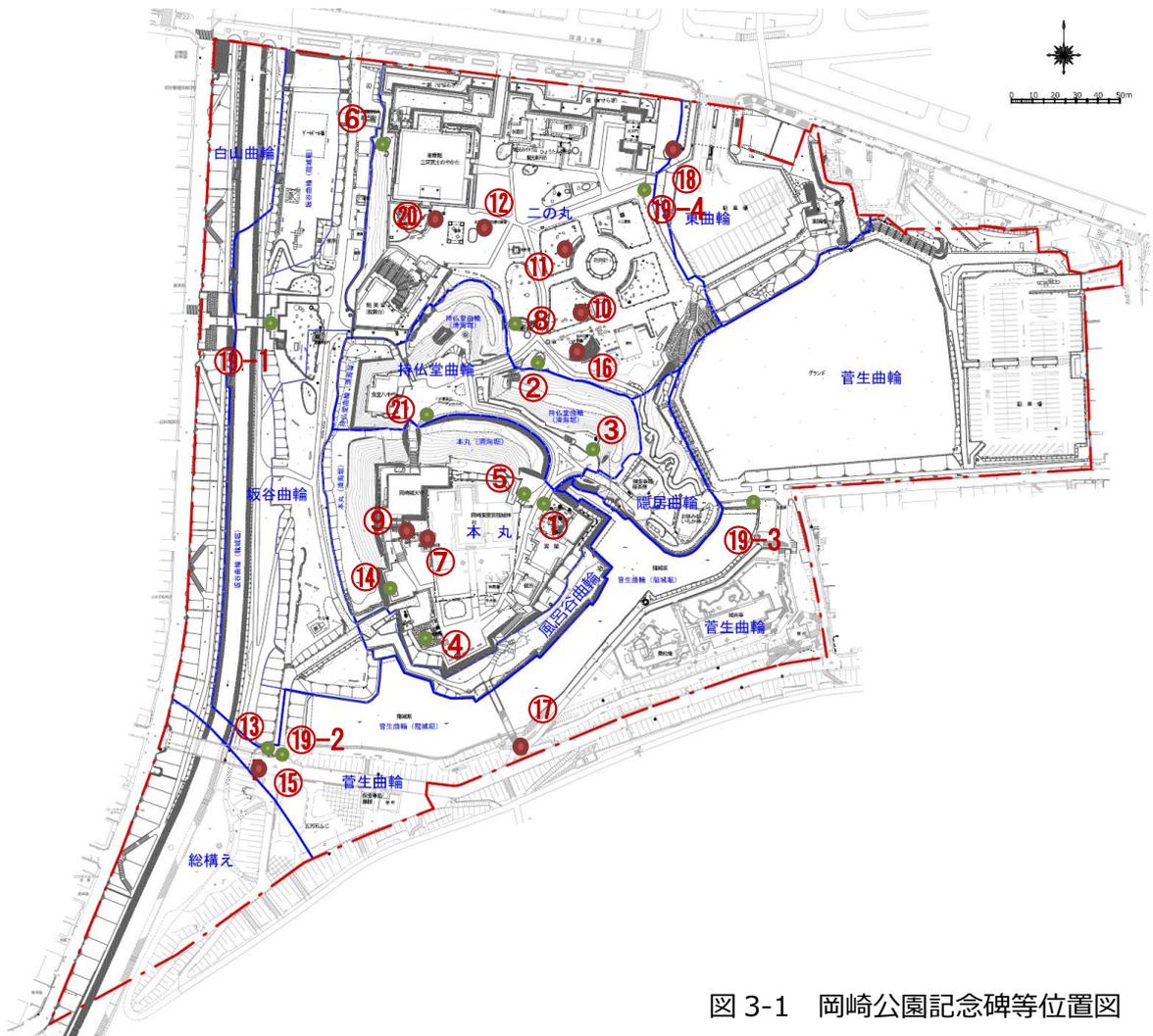


図 3-1 岡崎公園記念碑等位置図

① 芭蕉句碑



② 公園碑



③ 天寧竹本君碑



④ 戦没者慰霊碑（忠魂碑）



⑤ アラモの碑



⑥ 杉浦銀蔵の碑



⑦ 東照公遺訓の碑



⑧ 小瀧喜七郎胸像



⑨家康公遺言



⑩徳川家康公銅像



⑪岡崎市民憲章



⑫本多忠勝公銅像



⑬竹千代像



⑭山岡荘八文学碑



⑮「三河花火発祥の地」
モニュメント



⑯元康騎馬像モニュメント



⑰モニュメント（石製品アーチ）



⑱東海道二十七曲りの碑



⑲-1「純情きらり」手形



⑲-2「純情きらり」手形



⑲-3「純情きらり」手形



⑲-4「純情きらり」手形



⑳しかみ像



㉑天下人家康公出世ベンチ



3-3 保存管理の基本方針

岡崎城跡は、史跡指定地は岡崎公園となっており、指定地外の内郭・総構えは公共施設や市街地となり、多様な観点からの価値が認められることから、以下の基本方針を設定する。

◆城郭遺構の確実な保存

岡崎城跡の本質的価値である現存する城郭遺構を適切かつ確実に保存し、後世へ継承する。

◆適切な保存管理と取扱い

現在の岡崎城跡を構成する諸要素を把握し、地区や状況に応じた適切な保存管理方法と現状変更等の取扱い基準を定める。

◆調査研究の継続

城郭全容を解明し本質的価値をさらに明らかにするために、発掘調査・文献資料等の学術的な調査研究を継続的に行う。

◆総合的な価値の向上

都市公園としての役割にも配慮しつつ、岡崎城跡の価値を後世へ継承するための保存管理と、価値を顕在化し共有するための整備活用の均衡を図り、総合的な価値の向上に努める。

(1) 史跡指定域（岡崎公園）

- 現存する土塁・石垣等の城郭遺構は、岡崎城の歴史的価値の根幹をなし高めている重要な要素であり、地上に表出しているもの及び地下に埋蔵されているもの共にこれを確実に保存する。
- 史跡の保存管理上、史跡にふさわしくない、または関連性の低い施設について、適正な保存管理を進めるに当たり、これらの施設に対して移転や廃止を求めていく。
- 史跡と都市公園が調和する保存管理とするため、それを維持する管理運営の体制を整える。

(2) 指定地外の内郭・総構え

- 岡崎城跡の重層的な歴史と現在の都市機能を調和させた空間を表出し、価値の顕在化を図る。
- 地下に埋蔵されている門・堀等の遺構について、埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、試掘調査・文献調査等による把握に努める。
- 新たに確認された遺構でその重要度が高く貴重な遺構に対しては、遺構の現状保存に努め、史跡指定、公有地化及び復元整備を検討する。

3-4 保存管理の方法

各曲輪等の史跡を構成する諸要素や史跡の現況から地区区分を設定し、地区ごとの保存管理の方法を示す。史跡指定地内をA1地区・A2地区とし、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地をB1地区・B2地区、総構え内のその他の範囲をC地区とする。(図3-3・表3-1)

(1) A1地区

本丸を中心とし、史跡の価値が良好に保存されている地区。優先的に保存を図り、史跡の価値を確実に保存していく。

①【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪（部分）】

◆本質的価値を構成する諸要素

- 石垣・堀・土塁等の表出している城郭遺構については、適切な日常管理を行い、保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- 発掘調査により新たに確認された遺構については、その保存状態、歴史性等に応じて、保存・修復を行い、公開・活用を検討する。

◆公園利用に関する諸要素

- 管理施設・便益施設の改修・新設が必要な場合は、保存遺構や地下遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、その必要性や遺構の保存状態等により判断する。また、歴史的風致を高める外観とする。
- 史跡指定地内にある史跡にふさわしくない諸施設に対しては、廃止や移転あるいは再配置等を講じて史跡の価値を高めていく。
- 史跡指定地である岡崎公園の樹木管理については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、歴史的風致にふさわしい景観の保存や保護を基本とする植栽の管理指針を設け、伐採も含め適切に管理を行う。

対象事例

○岡崎城天守閣（本丸）

昭和34年に外観復興された天守であり、市民に親しまれ、岡崎城の立地を示す市中心部のランドマークとなっている。展示施設として当面はその機能を維持し、適切な維持管理を行う。

○龍城神社（本丸）

寛永年間(1624～43)、徳川家康生誕城である城内に、藩主本多忠利が東照宮を奉祀したことが創始となる。その歴史的背景から神社への参詣者も多く、岡崎城跡への集客に貢献していることから、現状を維持していく。ただし、建造物等の修繕が必要な場合は、遺構の保護や史跡としての景観の保全を図るよう努める。

(2) A2地区

都市公園としての利活用もされているが、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在されている地区。遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化していく。

①【二の丸・隠居曲輪】

◆本質的価値を構成する諸要素

- 石垣・堀・土塁等の表出している城郭遺構については、適切な日常管理を行い、保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- 発掘調査により新たに確認された遺構については、その保存状態、歴史性等に応じて、保存・修復を行い、公開・活用を検討する。

◆公園利用に関する諸要素

- 管理施設・便益施設の改修・新設が必要な場合は、保存遺構や地下遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、その必要性や遺構の保存状態等により判断する。また、歴史的風致を高める外観とする。
- 史跡指定地内にある史跡にふさわしくない諸施設に対しては、廃止や移転あるいは再配置等を講じて史跡の価値を高めていく。
- 史跡指定地である岡崎公園の樹木管理については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、歴史的風致にふさわしい景観の保存や保護を基本とする植栽の管理指針を設け、伐採も含め適切に管理を行う。

対象事例

- 三河武士のやかた家康館・能楽堂（二の丸）

当面は、展示施設としての機能を担保し適切に維持していく。老朽化した際には、機能移転を図ることを検討する。

- 花時計（二の丸）

洋風庭園ではあるが市民に親しまれているものであるため、当面は適切に管理していく。遺構の復元が検討される際には、除却することを検討する。

②【東曲輪・菅生曲輪】

◆本質的価値を構成する諸要素

- 石垣・堀・土塁等の表出している城郭遺構については、適切な日常管理を行い、保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- 発掘調査により新たに確認された遺構については、その保存状態、歴史性等に応じて、保存・修復を行い、公開・活用を検討する。

◆公園利用に関する諸要素

- 管理施設・便益施設の改修・新設が必要な場合は、保存遺構や地下遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、その必要性や遺構の保存状態等により判断する。駐車場については、当面は、その機能を担保するが、将来的には、岡崎公園周辺への機能移転を図ることを検討する。

- 史跡指定地内にある史跡にふさわしくない諸施設に対しては、廃止や移転あるいは再配置等を講じて史跡の価値を高めていく。
- 史跡指定地である岡崎公園の樹木管理については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、歴史的風致にふさわしい景観の保存や保護を基本とする植栽の管理指針を設け、伐採も含め適切に管理を行う。

③【坂谷曲輪（部分）・龍城堀・白山曲輪・総構え（部分）】

◆本質的価値を構成する諸要素

- 石垣・堀・土塁等の表出している城郭遺構については、適切な日常管理を行い、保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- 発掘調査により新たに確認された遺構については、その保存状態、歴史性等に応じて、保存・修復を行い、公開・活用を検討する。

◆公園利用に関する諸要素

- 管理施設・便益施設の改修・新設が必要な場合は、保存遺構や地下遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、その必要性や遺構の保存状態等により判断する。また、外観は歴史的風致を高める意匠や素材、色彩とする。
- 史跡指定地内にある史跡にふさわしくない諸施設に対しては、廃止や移転あるいは再配置等を講じて史跡の価値を高めていく。
- 史跡指定地である岡崎公園の樹木管理については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、歴史的風致にふさわしい景観の保存や保護を基本とする植栽の管理指針を設け、伐採も含め適切に管理を行う。

（3）B1地区

現在、岡崎城の内郭として埋蔵文化財包蔵地となっている地区。遺構の状況把握に積極的に努めていく。

- 埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法に基づく保護保存を行い、試掘調査等による遺構の把握や文献資料等の調査を継続して実施する。

（4）B2地区

現在、岡崎城の総堀跡・御馳走屋敷跡として埋蔵文化財包蔵地となっている地区。遺構の状況把握に積極的に努めていく。

- 埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法に基づく保護・保存を行い、試掘調査等による遺構の把握や文献資料等の調査を継続して実施する。

(5) C地区

現在、総構え内で埋蔵文化財包蔵地となっていない地区。土地所有者の協力を求め、東海道二十七曲り、町家及び武家屋敷等の遺構の状況把握に努めていく。

○遺構状況の把握のため、発掘調査・立会い調査への協力を求めていく。今後、埋蔵文化財包蔵地とすることを検討していく。

3-5 現状変更等の取扱いの方針及び基準

史跡指定地内について、現状変更等の取扱いの方針及び基準を定める。指定地外の岡崎城総構えの範囲についても、その現況把握と保存のための取扱いを示す。

【史跡指定地】

区 分		A 1	A 2
曲輪名等		本丸、持仏堂曲輪 清海堀 風呂谷曲輪、坂谷曲輪（部分）	二の丸（部分）、三の丸（部分） 東曲輪、隠居曲輪 菅生曲輪、坂谷曲輪（部分） 龍城堀、総構え（部分）
現状変更取扱いの方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の整備・活用及び防災上必要とされるもの以外の現状変更は認めない。 ・ 遺構に影響を及ぼす行為は、現状変更を認めない。 ・ 地形及び景観の改変は軽微なものを除いて現状変更を認めない。 ・ 史跡の景観に配慮したもの以外の現状変更は認めない。 	
管理施設	新築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の整備・活用及び防災上必要とされるもの以外は認めない。 ・ 電気・給排水等設備の地中埋設については、遺構に影響を及ぼさないことを前提に認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の整備・活用及び防災上必要とされるもの以外は認めない。 ・ 電気・給排水等設備の地中埋設については、遺構に影響を及ぼさないことを前提に認める。
	改築修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の修繕については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の改築等については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断する。
便益施設 教養施設 修景施設等	新築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 櫓等の復元、案内板等史跡の整備・活用以外の新築は認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の整備・活用及び防災上必要とされるもの以外は認めない。
	改築修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の修繕については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断するが、機能移転についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の改築等については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断する。
石碑等・その他の施設	新築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石碑等、その他の施設の新築は、認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石碑等、その他の施設の新築は、史跡指定地内にふさわしいもの以外は認めない。
	改築修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の修繕については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断するが、機能移転についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の改築等については、遺構の保存と史跡の景観に配慮することを前提とし、可否を判断する。
植 栽		<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定、伐採は、遺構の保全、歴史的眺望確保、史跡の価値向上のため実施し、植栽管理計画による維持管理を行う。植樹は最小限に留める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定、伐採、植樹は、遺構の保全、歴史的眺望確保、史跡の価値向上のため実施し、植栽管理計画による維持管理を行う。

【史跡指定地外】

区 分	B 1	B 2	C
	埋蔵文化財包蔵地		総構え内
曲 輪 名 等	内郭指定地外 三の丸（部分） 菅生川端石垣 大林寺郭堀 等	総堀 御馳走屋敷	その他の範囲 東海道二十七曲り 武家屋敷 町家等
取扱いの方針	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 発掘調査・立会い調査による遺構状況の把握に積極的に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地に準じた取扱いとし、遺構状況の把握のため、発掘調査・立会い調査への協力を求めている。 埋蔵文化財包蔵地とすることを検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の遺存状況により必要が認められた場合、保護・追加指定・復元整備等を検討する。 		



図 3-2 保存管理区分図（市史跡指定地）

